

市税等の減免	メモ
火災により、住宅や家財などに損害を受けた場合、<u>市税（市民税・県民税、固定資産税、国民健康保険税）や後期高齢者医療保険料、国民年金保険料が減免されることがあります</u>。罹災証明書等を添付して、減免申請書を提出してください。但し、市税（市民税・県民税、固定資産税、国民健康保険税）については、納付期限を過ぎてしまった分および前納したものは減免の対象にはなりません。 ◆問合せ先 ・市民税・県民税 市民税課 632-2233 ・固定資産税 資産税課 632-2253 ・国民健康保険税 保険年金課 632-2320 ・後期高齢者医療保険料 保険年金課 632-2307 ・国民年金保険料 保険年金課 632-2327	

医療費の減免（国民健康保険、後期高齢者医療保険制度の加入者）	メモ
火災により、住宅や家財などに損害を受けた場合、医療費（医療機関で支払う一部負担金）が減免されることがあります。罹災証明書を添付して、減免申請書を提出してください。 ◆問合せ先 ・国民健康保険 保険年金課 632-2320 ・後期高齢者医療制度 保険年金課 632-2307	

市営住宅の一時入居	メモ
一時避難先として<u>市営住宅を利用できる場合があります</u>。利用した場合6ヶ月間無料ですが、その間に新たな居住先が見つからないときは、住宅政策課にご相談ください。 ◆問合せ先：住宅政策課 632-2555	

ホテル・旅館への一時宿泊	メモ
火災直後、ご近所やご親戚宅など、一時的な宿泊先のあてが無い場合は、ホテル・旅館への一時宿泊ができます（<u>有料</u>）。宿泊期間は最大30日です（<u>ホテル・旅館によって異なります</u>）。詳細は現場の消防署員にご確認ください。 ◆問合せ先：現場の消防署員	

電話回線の取り扱い	メモ
電話回線、インターネット回線を止めたりする場合は、NTT東日本116センタにご確認ください。 ◆問合せ先：局番なし116 または 0120-116-000	

この度は、心よりお見舞い申し上げます。火災により、住宅や家財などに損害を受けますと、さまざまな手続が必要になる一方で、被災された方に対しての支援策等も用意されております。このパンフレットは、そうした手続や支援策等をまとめたものです。

火災に遭ったときは



宇都宮市

1. これからの手続きのために

罹災証明の交付申請	メモ
罹災証明は、各種手続や火災保険を受ける際に必要となります。世帯主または配偶者の方が申請してください。至急に証明が必要なときは、事前に管轄消防署に連絡したうえで消防署へ行き、証明の交付を受けてください。 ◆問合せ先 ・中央消防署 625-3452 ・東消防署 663-0119 ・西消防署 647-0119 ・南消防署 653-0119	
消防署へのお礼	
一切必要ありません。消防署でも固辞するように指導しています。	

2. 火災後に必要な手続（証書類が消失してしまったとき）

保険証（国民健康保険、後期高齢者医療）の再交付	メモ
身分証明書（自動車免許証、パスポート等）、印鑑が必要です。身分証明証が無い場合は、罹災証明を確認し再交付します。 ◆問合せ先 ・国民健康保険 保険年金課 632-2320 ・後期高齢者医療 保険年金課 632-2307	
年金手帳・基礎年金番号通知書の再交付	メモ
身分証明書（自動車免許証、パスポート等）、基礎年金番号がわかるもの、印鑑（代理人の場合は、委任状と代理人の身分証明書）が必要です。 ◆問合せ先：宇都宮西年金事務所 622-4281	
印鑑の登録	メモ
印鑑登録証、実印のいずれか一方でも消失してしまった場合は、窓口でそれまでの印鑑登録の廃止手続きをし、あらためて印鑑を登録をすることになります。登録料は300円です。 ◆問合せ先：市民課 632-2271	
通帳の改印の手続	メモ
印鑑が消失してしまった場合は、改印の手続が必要です。免許証・印鑑証明等が必要です。身分証明書が無い場合は、金融機関所定の身分照会状などを提出します。詳細は金融機関にご確認ください。 ◆問合せ先：ご利用の金融機関	

通帳、証書、キャッシュカード等の再発行	メモ
お使いの通帳やカードなどが焼失した場合、再発行が必要です。消防署が発行する罹災証明などがあれば手数料が無料になる場合があります。手続の際は、運転免許証などの身分証明書および新しい印鑑が必要です。詳細は金融機関にご確認ください。 ◆問合せ先：ご利用の金融機関	

運転免許証の再発行	メモ
保険証、住民票など身分を証明するもの、印鑑、縦 3 cm×横 2.4cm の 6 ヶ月以内に撮影した写真が必要です。手数料は 2,250 円です。詳細は免許センターか警察署にご確認ください。 ◆問合せ先 ・運転免許センター 0289-76-0110 ・中央警察署 623-0110 ・東警察署 610-0110 ・南警察署 653-0110	

3. 火災後に受けられるサービス

罹災ごみ処理手数料の減免申請	メモ
火災により発生したごみを清掃工場に搬入する際、処理手数料の減免措置があります。廃棄物施設課に減免申請をし、減免が決定してから廃棄物施設課の指示に従って清掃工場に搬入してください。（ご自身でごみの搬入ができないときは、民間運搬業者等に依頼してください。〔自費〕） なお、事業系罹災ごみ（店舗・事業所等の火災により発生したゴミ）は減免されませんのでご注意ください。 ◆問合せ先：廃棄物施設課 632-2666	

所得税の確定申告及び市民税・県民税申告	メモ
火災により、住宅や家財などに損害を受けた場合、所得税の確定申告や市民税・県民税の申告をすると、「雑損控除」又は「減免」が適用となり、<u>所得税・市民税・県民税の全部又は一部が軽減されることがあります</u>。罹災証明書、損失額を証明する資料、火災保険の補てん金等を証明する資料、源泉徴収票などを用意し申告してください。 ◆問合せ先 ・所得税の確定申告 宇都宮税務署 621-2151 ・市民税・県民税申告 市民税課 632-2233	